

スクールバスの運営形態および市バスの利用形態

■学校再編にむけたスクールバスの運営形態

(遠距離通学の児童生徒の通学手段の確保を目的として運行されるバス)

㊦コミュニティバス(市バス)活用

➤市バスを児童生徒の登下校に活用

通学区域に路線バスがある場合は、児童生徒は、一般の乗客とともにバスに乗り、登下校を行います。児童生徒が購入する定期(通学費に相当する費用の全部)を豊前市が負担(定期代減免)します。

角田小学校(旧畑小学校区)、山田小学校(旧川内小学校区)、合岩小学校(旧上川底、岩屋、郷山小学校区)の児童が利用しています。なお、山田小は児童のみの乗車便となっています。

㊦専用スクールバス:直営または委託

➤豊前市が直営または委託で運営する専用スクールバス

通学区域に路線バスがない場合は、専用のスクールバスを運行します。運営費用は行政が負担し、利用者費用負担は発生しません。

登下校の時間帯は、児童生徒のみが乗車しますが、空き時間を路線バスや福祉バス等、他の用途に利用することも検討します。

■本市の通学における市バスの利用形態

①小学校の再編成によるもの(H9 上川底、岩屋、郷山 H11 川内 H14 畑)

②小規模特認校への通学を許可された児童生徒で市バスにて通学するもの

平成26年度より、小規模特認校に市バスで通学する児童生徒については通学のためのバスの利用料を特例的に減免(定期代無料)としている。なお「既存運行の時刻表で対応できる範囲とすること」等についての留意事項を各家庭、承認のうえ申請をおこなっていただいている。要綱は以下のとおり。

○豊前市立学校小規模特認校設置要綱

(入学・転入学の条件)

第7条 申請者は、次の事項を遵守するものとする。

(2) 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。

③小規模特認校制度の通学に係る市バスの減免対象が拡充されたもの

平成29年3月より、小規模特認校である合岩中学校へ通学する、合岩小学校においてスクールバス対応通学区域であった生徒も、通学のためのバスの利用料を特例的に減免(定期代無料)としている。小規模特認校制度と同様に「必ずしも学校の始業・就業時間に合わせた運行にはなっていないこと」等についての留意事項を各家庭、承認のうえ申請をおこなっていただいている。

	現 在				検討の方向性
	市バス利用地区	利用形態	負担	スクールバス 運営形態	
小学校(以下の小学校を除く)	—	—	—	—	① 2km以上
角田小学校	旧畑小学校区	①	無償 (定期代減免)	㊦	
山田小学校	旧川内小学校区	①	無償 (定期代減免)	㊦ *児童のみ乗車 (時刻表非掲載)	
合岩小学校	旧上川底、岩屋、 郷山小学校区	①	無償 (定期代減免)	㊦	⑦(現在と同様)
	小規模特認校制度 利用者	②	特例 (定期代減免)	—	
合岩中学校	旧上川底、岩屋、 郷山小学校区	③	特例 (定期代減免)	—	・市内小中学校への指定校 変更を行った児童生徒への 市バス利用の補助
	小規模特認校制度 利用者	②	特例 (定期代減免)	—	
中学校(合岩中学校を除く)	—	—	—	—	① 6km以上および角田地区